

## 議会運営委員会

令和4年2月22日（火）

午前9時57分開会

○仲委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

まず、市長から挨拶があります。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和4年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてをはじめ、条例の一部改正の議案が9件と議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、議案第21号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの予算関係の議案が10件であります。

その他の議案といたしましては、議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてから、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件を含む議案が8件であります。

また、諮問といたしまして、諮問第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてが2件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 どうもありがとうございます。

それでは、提出議案について総務課長から説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、令和4年第1回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてにつきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることから、同

法律への引用する規定に改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてにつきましては、国における行政手続の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓に関する政令が改正されたことから、市職員のサービスの宣誓においても、押印、対面の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

議案第5号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてにつきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業を取得しやすい環境整備及び妊娠等の申出をした労働者に対する周知、意向確認の措置などが義務づけられたことに伴い、国家公務員においても同様の措置が講じられることから、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数の引下げを行う改正と現業職の分野において安定的な業務を遂行していくために体制強化を図る必要があることから、国に合わせた現業職給料表等を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第7号、尾鷲市保育所条例の一部改正についてにつきましては、令和4年4月1日から本市において認定こども園が開園するに当たり、入所の手続に認定こども園を加え、保育料を利用者負担額として整理するなど、条例の一部を改正するものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

議案第8号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正についてにつきましても、認定こども園を開園するに当たり、保育料を利用者負担額として整理し、条例の題名の変更及び保育料の徴収等、認定こども園に係る所要の規定を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

議案第9号、尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてにつきましては、道路法等の一部を改正する法律における道路構造令の一部を改正する政令に基づき、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間整備に関する歩行

者利便増進道路の基準及び道路構造令における自転車通行帯の規定の追加など、条例の一部を改正するものでございます。

次に、21ページを御覧ください。

議案第10号、尾鷲市消防団条例の一部改正についてにつきましては、消防団員の減少による地域力、防災力の低下、地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来す危機感の下、人口減少に伴う消防団員の定数の見直しを図るとともに、災害時の出動や訓練、その他の活動の実態に応じた処遇改善を図る必要があることから、消防団員の各種手当の引上げなど条例の一部を改正するものでございます。

次に、23ページを御覧ください。

議案第11号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めたただし書を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから34ページの議案第21号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの10議案について御説明をさせていただきます。

お手元に配付の令和4年度当初予算主要事項説明の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回提出の予算計上額は、予算集計表に記載のとおり一般会計で対前年度比3.6%増の97億6,244万5,000円、特別会計の国民健康保険事業会計は7.9%減の20億6,208万7,000円、後期高齢者医療事業会計は0.4%増の6億6,705万7,000円、企業会計においては病院事業会計で5%減の49億6,993万4,000円、水道事業会計で0.3%増の8億3,653万3,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.5%減の182億9,805万6,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものについて説明をいたします。

2ページを御覧ください。

1款市税につきましては、対前年度比6,842万4,000円増の18億7,370万円の計上、2款地方贈与税から9款地方特例交付金までは過去の実績等を勘案してそれぞれ計上したもので、9款地方特例交付金については令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減等による1,472万

6,000円の減で、650万円を計上しております。

10款地方交付税は、令和3年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で4億700万円の増を見込み、40億6,500万円を計上しております。

次に、14款国庫支出金は、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の減額による5,882万2,000円の減の9億8,879万円を計上しております。

15款県支出金は、主に三重とこわか国体関連補助金2,035万3,000円の皆減及び選挙執行委託金などの増減等により5億8,999万1,000円を計上しております。

17款寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度比5,000万円増加の3億5,000万円と見込み、計上しております。

18款繰入金は、9,713万7,000円減の4億7,750万4,000円を計上しており、主なものとして財政調整基金繰入れが1億2,346万4,000円、ふるさと応援基金繰入金2億5,665万1,000円、都市計画事業基金繰入金2,490万4,000円など、それぞれ繰り入れるものでございます。

20款諸収入は、主に折橋墓地移転事業に伴う補償金6,136万6,000円の増額等による2億4,287万9,000円を計上しております。

21款市債は、臨時財政対策債2億2,700万円の減及び街路整備事業債5,060万円の増額等による4億4,720万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページには各款別の予算額を記載しております。

4ページを御覧ください。

性質別の主なものについて説明いたします。

まず、人件費につきましては、前年度比3,598万6,000円増の16億8,056万円で、主な要因は、職員退職手当の増加等によるものでございます。

次に、物件費は、5,867万7,000円の増の17億1,355万8,000円で、ふるさと納税事業関連経費等の増加によるものでございます。

次に、扶助費につきましては、1,279万6,000円減の17億8,367万4,000円でございます。

補助費等は、252万円の増の13億1,801万1,000円、また、公債費は、225万9,000円増の11億776万4,000円でございます。

積立金は、ふるさと応援基金積立金2,800万円の増額などによる2億1,321万5,000円を計上しております。

繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額などによる304万8,000円減、11億5,310万5,000円を計上しております。

投資的経費につきましては、2億2,388万4,000円の増の7億2,515万5,000円で、補助事業費では水産基盤ストックマネジメント事業費等の増加、単独事業費では、折橋墓地移転事業費や河川改良事業費等の増加によるものでございます。

5ページから18ページには、各款別の主要事項を記載させていただいており、新規事業につきましては、新規と記載をさせていただいております。

それでは、5ページを御覧ください。

一般会計の主要事業のうち、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、総務費では、一般管理費のうち最下段にありますふるさと納税事業で1億9,082万6,000円。

6ページを御覧ください。

文書広報費のうち、新規として尾鷲市ホームページリニューアル業務委託料769万8,000円、財産管理費では、財産管理経費で中央駐車場解体工事請負費1,853万5,000円、基金積立金で、ふるさと応援基金積立金1億9,600万円等でございます。

次に、7ページを御覧ください。

一番下になりますが、民生費では社会福祉総務費の中で、新規として結婚新生活支援事業補助金150万円を計上しております。

続きまして、8ページを飛ばして、9ページをお願いいたします。

二重丸の三つ目にあります児童福祉総務費のうち、新規として子育て団体活動支援事業補助金36万円、次の児童措置費では、新規として給食費支援事業補助金1,031万8,000円、保育所等におけるICT化推進事業補助金427万2,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金772万7,000円をそれぞれ計上しております。

次に、10ページを御覧ください。

衛生費では、予防費で感染症予防対策事業2,966万円を計上しております。

次に、11ページを御覧ください。

塵芥処理施設費の最後にあります広域ごみ処理施設整備事業として、東紀州環境施設組合負担金2,094万2,000円、下段の斎場管理費で一番下の斎場待合室トイレ改修工事請負費253万円を計上しております。

次に、12ページを御覧ください。

墓地管理費の墓地移転事業として1億324万7,000円、また、病院費の病院事業会計負担金は、4億6,937万1,000円を計上しております。

次に、13ページを御覧ください。

農林水産業費では、林道開設改良費の農山漁村地域整備交付金事業2,685万円、管理費のみんなの森プロジェクト事業1,342万円、次の水産振興費では、新規として養殖魚健康増進支援事業212万2,000円、また、下段の漁港建設費で水産基盤ストックマネジメント事業6,096万7,000円、漁港整備事業では古江漁港防潮扉改良工事請負費2,100万円を計上しております。

次に、14ページを御覧ください。

商工費では、商工振興費の中で新規として尾鷲市地域経済活性化協議会負担金361万3,000円を計上しております。

次に、土木費では、道路維持費の中で梶賀第一トンネル維持修繕工事請負費4,900万円。

続きまして、15ページの中ほどにあります街路事業費の一般街路整備事業で、5,549万3,000円を計上しております。

次に、消防費では、非常備消防費の非常備消防一般事務費で九鬼消防団車庫整備工事請負費2,068万3,000円を計上しております。

16ページを御覧ください。

教育のうち、下段のほうにあります学校管理費の中学校施設整備事業で、尾鷲中学校屋内消火設備改修工事請負費1,999万8,000円、17ページの幼稚園費で、新規として給食費支援事業補助金7万7,000円、公民館費では中央公民館耐震設計等業務委託料720万9,000円を計上しております。

18ページを御覧ください。

体育文化会館管理費では、耐震診断業務委託料624万円、耐震診断支援業務委託料71万円を計上しております。

続きまして、19ページの債務負担行為について御説明をさせていただきます。

これにつきましては、メールシーラー保守業務委託をはじめ7件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより

前年度比1億7,660万5,000円減の20億6,208万7,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、前年度比240万1,000円増の6億6,705万7,000円を計上しております。

続きまして、22ページを御覧ください。

病院事業会計でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の医業収益1億7,305万6,000円の増加等により、前年度比1億4,376万9,000円増加の40億2,003万5,000円、支出が医業費用1億6,204万6,000円の増加等により、前年度比1億4,736万2,000円増加の42億9,358万8,000円、また、資本的収入及び支出につきましては、収入が企業債4億4,090万円の減少等により、前年度比4億2,440万円減少の5億1,061万2,000円、支出が建設改良費4億4,276万8,000円の減少等により4億1,079万円減少の6億7,634万6,000円を計上しております。

債務負担行為につきましては、学資貸与金など計2件で期間及び限度額は記載のとおりとなっております。

次に、水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出につきまして、収入が営業収益556万8,000円の減少等により、前年度比554万5,000円減少の4億9,569万3,000円、支出が営業費用450万6,000円増加の営業外費用552万1,000円の減少により、前年度比101万5,000円減少の5億432万4,000円、また、資本的収入及び支出につきましては、収入が負担金377万円の減少等により前年度比392万5,000円減少の7,405万1,000円、支出が企業債償還金326万3,000円の増加等により前年度比389万3,000円増加の3億3,220万9,000円を計上しております。

債務負担行為につきましては、水道窓口及び検針収納業務委託の1件で、期間及び限度額につきましては、記載のとおりとなっております。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元に配付の令和3年度一般会計補正予算（第16号）、主要事項説明の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり一般会計が歳入歳出そ

れぞれ2億8,428万7,000円の増額、特別会計では国民健康保険事業会計が2,525万7,000円の増額、後期高齢者医療事業会計が1,354万8,000円の減額でございます。

また、企業会計の病院事業会計では、歳入で5億3,768万8,000円の増額、歳出で3,347万円の減額、水道事業会計では歳入で104万7,000円の増額、歳出で345万9,000円の減額で各会計を合わせた予算総額を212億2,483万2,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

一般会計補正予算の歳入ですが、主なものといたしまして、1款市税1億2,318万3,000円の増額は、市税及び固定資産税等において、調定額が当初見込みを上回ったことによる増額でございます。

次に、10款地方交付税1億7,820万2,000円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税が追加交付されたものでございます。

14款国庫支出金101万4,000円の増額は、補助対象事業費の減少見込みによる国庫負担金等の減額及び国の補正予算により前倒しとなった梶賀第一トンネル維持修繕工事に係る防災安全交付金2,927万9,000円の増額等によるものでございます。

15款県支出金5,104万4,000円の減額は、補助金配分の減少に伴う地籍調査補助金1,010万7,000円の減額、開催中止となった三重とこわか国体に係る市町運営交付金1,149万7,000円の減額等によるものでございます。

次に、17款寄附金429万2,000円の増額は、3名の方から御寄附をいただいたものでございます。

20款諸収入383万1,000円の減額は、折橋墓地移転事業の本年度分事業費の変更に伴う補償金の減額が主なものでございます。

21款市債3,330万円の増額は、過疎対策事業債ソフト分の配分額の増加や国の補正予算により前倒しとなった梶賀第一トンネル維持修繕事業に係る補正予算債の追加、そのほか起債対象事業費の増減に伴う補正でございます。

続きまして、3ページには各款別の歳出補正額を記載しております。

このうち主なものにつきまして、次ページの歳出明細書で御説明をさせていただきます。

なお、内容につきましては、事業費の精算による減額以外のものを中心に説明させていただきます。

まず、各款共通の人件費のうち特別職では、その他特別職の報酬が190万8,000円の減額、一般職では会計年度任用職員報酬等の減額のほか、普通退職者3名分の退職金の増額及び選挙執行経費時間外勤務手当の減額等による職員手当529万2,000円の増額が主なものでございます。

次に、総務費のうち財産管理費では、今補正に伴う財政調整基金積立金3億6,249万5,000円の増額、また、追加交付された地方交付税のうち、臨時財政対策償還金分など7,869万4,000円を減債基金へ積立て及び基金充当事業の減少による938万5,000円を都市計画事業基金へ積み戻すものでございます。

また、戸籍住民基本台帳費のうち住基システム改修委託料357万円は、国の補正予算において前倒しになった事業でございます。

5ページを御覧ください。

民生費のうち児童福祉総務費の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金17万6,000円及び児童措置費の保育所事業、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金198万3,000円につきましても、国の補正に伴うものでございます。

6ページを御覧ください。

衛生費の病院費、病院事業会計負担金330万円の増額は、尾鷲総合病院が実施する新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業に対する負担金でございます。

次に、農林水産業費のうち、4項水産業費の水産基盤ストックマネジメント事業につきましても、計画変更による積算業務委託料300万円及び工事請負費1,279万6,000円の追加で、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

次に、土木費の道路維持費では、国の補正予算により前倒しされた梶賀第一トンネル維持修繕事業に係る設計及び工事費を計上しており、これにつきましても翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、7ページを飛ばし、8ページを御覧ください。

繰越明許費補正でございますが、追加8件につきましても、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、繰越し事業として実施するものでございます。

次に、債務負担行為補正につきましても、三重県森林資源情報管理システム使用料の追加1件で、期間が令和4年度から8年度、限度額が139万円でございます。

また、変更6件につきましても、いずれも入札等による額の確定に伴い限度額を変更するものでございます。

次に、廃止 3 件ですが、庁内 DNS・メールサーバー及びメインスイッチ更新機器借上料につきましては、年度内での契約が見込めないため、また、漁業経営維持安定資金利子補給金及び同保証料補助金については、いずれも同資金への申込みがなかったことによるものでございます。

次に、9 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、国民健康保険税 9 3 5 万 6, 0 0 0 円の増額、保険給付費の増加見込み等に伴う県支出金 1, 8 7 0 万 3, 0 0 0 円の増額、歳出では、療養給付費等の増加見込みによる保険給付費 1, 5 0 0 万円の増額、基金積立金 1, 0 4 6 万 9, 0 0 0 円の増額が主なものでございます。

1 0 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）では、歳入で後期高齢者医療保険料 7 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額、保険基盤安定負担金等の見込額確定に伴う繰入金 6 2 5 万 7, 0 0 0 円の減額、歳出で広域連合負担金 1, 3 5 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。

次に、1 1 ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第 3 号）でございます。まず、収益的収入及び支出の収入では、新型コロナ対策事業補助金の増額により医療外収益が 5 億 3, 4 4 8 万 8, 0 0 0 円の増額であります。支出につきましては、実績見込みに伴う医業費用の減額等により 3, 6 7 4 万円の減額でございます。

また、資本的収入及び支出の収入は、地方創生臨時交付金事業に対する一般会計からの負担金の増額等により 3 2 0 万円の増額、支出は建設改良費の増額により 3 2 7 万円の増額でございます。

次に、1 2 ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。まず、収益的収入及び支出の収入では、営業収益 6 5 1 万 6, 0 0 0 円の増額等により 6 4 4 万 6, 0 0 0 円の増額、支出につきましては、営業費用 2 5 4 万 2, 0 0 0 円の減額等により 1 6 9 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。

資本的収入及び支出の収入は、企業債 3 8 0 万円の減額等により 5 3 9 万 9, 0 0 0 円の減額、支出につきましては、建設改良費 1 7 6 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。

予算関連の議案の説明は、以上でございます。

次に、議案書に戻りまして35ページ、36ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてと議案第23号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてにつきましては、公の施設管理の指定管理者を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

各議案に係る指定管理者と指定期間につきましては、議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定については、指定管理者を三重交通株式会社とし、指定の期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とするものでございます。

議案第23号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてにつきましては、指定管理者を株式会社熊野古道おわせとし、指定の期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とするものでございます。

次に、37ページを御覧ください。

議案第24号、尾鷲市道路線の認定についてにつきましては、宅地開発に伴い設置された道路等の6路線を新たに市道路線として認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定による議会の議決を求めるものでございます。

次に、44ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第25号、尾鷲市監査委員の選任についてにつきましては、現在識見を有する者のうちから選任いたしておりました監査委員が欠員となっているため、人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し優れた識見を有する民部俊治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。次の45ページに履歴書を記載しておりますので、御参照ください。

次に、議案第26号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてにつきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち南進氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、48ページから53ページまでの議案第27号から議案第29号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は固定資産の評価について学識経験を有する3人の委員で構成されており、その3人の委員の任期が本年3月31日をもって任期満了となりますが、現委員で

ある植松顯哉氏、北村綾子氏、丸林克彦氏を引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、54ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

54ページから57ページまでの諮問第1号及び第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち川上悦子氏と内山恵美子氏の2人の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、新たに貝川淳子氏と村島正記氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

両氏とも人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について御理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上をもちまして提出議案の説明とさせていただきます。

○仲委員長 どうもありがとうございました。

以上が提出議案の説明でございますが、この提出議案について、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ないようですので、これで提出議案の質疑を終わります。

続きまして、議員派遣について事務局、説明をお願いします。

○高芝議会事務局長 それでは、議員派遣について説明させていただきます。

ただいま通知いたしました議員派遣一覧表に記載のとおり、第105回東海市議会議長会定期総会が開催される予定でございます。

議長とともに小川副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

それでは、続きまして、会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期のほうは3月1日火曜日から3月23日水曜日までの23日間の予定でございます。

3月1日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明(審議留保)。これは、先ほど執行部より説明がご

ございました議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてから、議案第24号、尾鷲市道路線の認定についてまでの22議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第25号、尾鷲市監査委員の選任についてから、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件5議案についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件、2件についてでございます。

次に、3月2日水曜日から4日金曜日までは議案調査のため休会、5日、6日は土日で休会となります。

7日月曜日午前10時より本会議、再開していただきまして、こちら審議の内容といたしましては、定例会初日に提案説明され審議留保となっております議案第3号から議案第24号までの22議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

10日木曜日から18日金曜日まで、土日を除きまして、それぞれ午前10時より行政常任委員会を開催していただきます。

22日火曜日は予備日とさせていただきます、23日水曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決などを行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて、各発言通告書のほうを説明させていただいてよろしいでしょうか。

○仲委員長 はい。

○高芝議会事務局長 それでは、まず、事項書4番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより3月2日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、議案質疑発言通告書提出期限でございますが、こちらのほうは議案第25号から議案第29号及び諮問第1号、諮問第2号につきましては、開会日前日である2月28日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月2日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限でございますが、議案第25号から議案第29号及び諮問第1号、諮問第2号、こちらにつきましては、開会日前日である2月28日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月22日火曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長　　どうも。以上が会期及び議事日程等でございますが、このことについて何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　なしと認めます。

次に、市民憲章の唱和について、議長からありましたら。

○三鬼議長　　市民憲章は、議会内からの提案で新年度ごとに行っていただいております。

改選後、初めてということで議席番号1番の南議員にお願いしたいと思いますが、いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼議長　　それでは、議席番号1番の南議員に行っていただくことにしたいと思います。

○仲委員長　　ありがとうございます。

それでは、南議員、よろしくをお願いします。

以上が議案でございますが、何かございますか。

○三鬼議長　　この際ですので、再度ちょっと議会運営上のことで改めたいというか、確認したいことがございますので、発言を許可願いたいんですが、いいですか。

○仲委員長　　どうぞ。

○三鬼議長　　まず、1点は一般質問についてでございます。

平成16年までは合併とか、そういったことが全然ないような形の中で20分を3回するという形を取っておりました。

単独で本市がいくということで、議会におきましても、かなりの議会費の削減を含めた議会改革というのが始まったわけなんですけど、そのときにおきまして、一般質問20分で3回というのがなかなか難しいので、質問される方も少ないということがあって、一問一答方式を導入するという議論が行われており、その17年から20分を3回というのと、それから、80分以内で1回目に登壇して、全て質問して、答弁をいただいた後に一問一答を導入しようかということで進んでおります。

平成19年にも確認して、同じくなんですけど、平成21年7月30日に一問一答式を導入したということで、質問者も増えてきたということがありまして、時間を

60分以内、あと、その前後につきましては議長判断ということがございますが、その折にも確認したことは、1回目に登壇して全ての質問をしていただいて、全ての答弁をいただくと。

それから、2回目以降、質問席において各論に入って、各論で一問一答式をするということなので、改めてこの辺を確認させていただきます。

もう一点は、討論におきまして、それぞれ討論される方は案件について反対、案件について賛成ということで賛同者を求めておりますが、立場的に反対される方の議員個々に触れるという討論は慎んでいただきたい。案件について賛同を求めていただく、自分の支持する反対、賛成について賛同を求めるというふうに徹していただきたい。

それと何を、時間的には制限もしていないわけですのであれですが、大きく案件からかけ離れたようなことはできるだけ含まないような明確な討論に統一してほしいというのをお願いしたいと思いますので、すみません。

地方自治法によって会議規則等とも決めておりますが、ほかについてはやっぱり申合せという形の中で尾鷲市議会として統一した見解で議会運営しております。

改めて、新年度になったということで、こういうことを確認させていただく発言をさせていただきましたので皆さん、御協力のほどよろしくお願いします。

○仲委員長　　今ただいま議長から一般質問についてと討論についての確認をお話がありましたけど、このことについてよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　ということで、一応申上げ事項ということでよろしくお願いをいたします。

（午前10時38分 閉会）